

○ 会 議 録

会 議 名	令和4年度 第3回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和5年2月16日			
開催場所	基山町役場4階大会議室			
開閉会日時	開会	令和5年2月16日 午後2時		
	閉会	令和5年2月16日 午後3時15分		
出席者並びに 欠席者 出席7名 欠席2名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	土肥 勲嗣	出	原 則幸	出
	松隈 美津子	出	鳥飼 善治	欠
	木村 照夫	出		
	中村 眞智子	出		
	古賀 徹	出		
	大山 美佐邦	欠		
	益田 雄次	出		
会議録署名人	土肥 勲嗣 中村 眞智子 古賀 徹			

～14時開会～

令和4年度 第3回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 議事

- (1) 基山町まちづくり基金事業支援団体募集期間の変更について

2. 報告事項

- (1) 基山町まちづくり基金事業報告会及び協働のまちづくり勉強会について  
(2) 令和4年度の町民提案・回答状況について

3. その他

- (1) まちづくり推進審議会委員について  
(2) まちづくり基本条例の検討（令和5年度）について

【事務局】令和4年度第3回基山町まちづくり推進審議会を始めます。  
議事録作成のため、録音させていただきます。  
議事進行は会長にお願いします。

1. 議事

議事 基山町まちづくり基金事業支援団体募集期間の変更について

【会 長】議事に入ります。

事務局は、基山町まちづくり基金事業支援団体募集期間の変更について説明をお願いします。

【事務局】基山町まちづくり基金事業支援団体募集期間の変更について説明します。

— 基山町まちづくり基金事業支援団体募集期間の変更について説明 —

【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問やご意見はありますか。

【委 員】広報きやまでの告知が4月1日号との事ですが、町民の方に行き渡るのにどのくらいかかりますか。ホームページやLINEで募集開始の案内を行うとはいえ、広報しか観ない方については、応募期間が短くなるのではないのでしょうか。

【事務局】4月1日号の広報については、前日に区長に対して配布を行い、2～3日中には各世帯に配布されます。今回の変更は、基金事業の交付決定後ではないと、各団体は、事業開始が出来ませんので、少しでも各団体の事業開始が早くできるよう

に募集期間の開始を早めたいと考えております。

【委員】募集期間の開始を早めるにあたって、開始が早まったことを分かっている団体と、知らない団体が出てきたりはしないのですか。

【事務局】今回提案する期間で募集を行う場合は、まちづくり基金事業活動報告会を3月8日に開催する予定としておりますので、そこで今年度活用をしている14団体に周知したいと考えております。

【委員】募集期間の前倒しを行うにあたって、募集期間の終わりも前倒しされていますが、募集期間の終わりは変えずに、今まで通り4月終わりとすることはできないのでしょうか。そうすれば、募集期間も長くなりますし、周知期間もしっかりとれるのではないかと思います。

【事務局】募集期間の終わりを例年通りとすると、活動期間を確保することが難しくなります。各団体への交付決定を少しでも早く行いたいので、募集の締めも早めたいと考えております。

【委員】まちづくり基金事業の原資は、コカ・コーラボトラーズジャパンさんからの寄付だと思えますが、一旦、一般会計で受け入れているのですか。

【事務局】一般会計でまちづくり基金事業の活用見込額の予算確保を例年しております。まちづくり基金事業の実績額の確定後、まちづくり基金会計から確定額と同額を一般会計に補填するとう流れになります。原資は、コカ・コーラボトラーズジャパンさんからご寄付いただいておりますが、各団体には、一般会計から支出しておりますので、当初予算成立後ではないと事業開始できない状況がございます。

【委員】一般会計から支出するので、当初予算成立後でないとなれば事業が開始できない形になってしまうのですか。

【委員】募集開始を当初予算議決後の3月17日を予定しているのであれば、3月15日号の広報に17日からの募集開始の旨を掲載することは出来ないのでしょうか。

【事務局】当初予算の議決前になりますので、3月15日号の広報で募集を行う旨の記事の掲載は、出来ないと考えております。

【委員】具体的な日付を載せなくても、3月下旬から募集を開始しますというような、募集を開始のための準備しておいてくださいという旨の記事を掲載できないのでしょうか。

【事務局】当初予算の議決を頂かないと、その事業の実施自体が出来なくなります。そういったことを考えると、募集を開始しますという記事を当初予算の議決を頂く前に広報に掲載するのは難しいと考えます。

【委員】ホームページ上、LINE上では、募集開始の記事は掲載できるのですよね。ホームページやLINEでは出来て、広報では出来ない理由は何ですか。

【事務局】ホームページやLINEは、速報性がありますので、議決をいただいて直ぐに、記事を掲載することができますが、広報は1日と15日発行となっておりますので、当初予算の議決を頂た後となると、3月15日号の掲載がどうしても間に合わない状況がございます。

- 【委員】一般会計から支出するので、そのような問題が出てくるのではないのでしょうか。別会計を作る等の他のやり方を検討出来ないのでしょうか。
- 【事務局】現状、一般会計から予算を補填している部分もありますので、全てを基金会計から賄うのも難しい状況がございます。
- 【委員】募集期間の予定を少し後ろに伸ばすことは出来ますか。案の4月10日（月）締切から4月17日（金）締切にすれば、広報でのみ情報を得る事が出来ない方にも検討する時間が出来るのではないのでしょうか。
- 【事務局】令和4年度の募集期間は、1日から22日までとしておりました。例年、募集期間を3週間程度としております。令和5年度の期間の検討についても25日間を見込み、同程度の募集期間となるように設定いたしました。また、募集締め切り後に審査会を行うのですが、プレゼンを行って頂く団体もあります。団体がプレゼンの準備する期間も見込んで今のスケジュールを考えております。
- 【委員】変更前と変更後でスケジュールが1ヵ月早くなっていますが、これは、団体に補助金を出せるように早くしたのですか。
- 【事務局】決定日以降ではないと事業の対象となりませんので、交付決定を早く行うことで団体も事業の実施期間を長くとる事が出来るようになります。
- 【委員】新規に基金事業を実施する団体は、どの程度ありますか。
- 【事務局】例年、新規の団体は1団体ないし2団体程度あります
- 【委員】3月8日の活動報告会で今年度活用している団体には周知できると思いますが、新しく申請を考えている団体に募集期間の周知が伝わるかどうかですね。
- 【委員】募集開始は当初予算議決後の17日以降のスケジュールになると思いますが、申請について相談をするのもそれ以降でないと出来ないという決まりがあったりするのでしょうか。
- 【事務局】それは、ありません。基金事業の活用について相談がある方については、随時受け付けております。募集を開始しますという広報ではなく、相談を受け付けてますという広報はできると思います。
- 【委員】そのような広報を3月15日号の広報に掲載すれば、基金事業の活用を検討されている新規の方の目にも止まりやすくなると思います。
- 【会長】事務局から、募集期間を提案の通り実施し、3月15日号広報にまちづくり基金事業の相談を受け付けていますという広報記事を掲載するという案ができましたがいかがでしょうか。

— 意見無し —

- 【会長】特にご意見無ければ、事務局は、報告事項(1)「基山町まちづくり基金事業報告会及び協働のまちづくり勉強会」について説明をお願いします。
- 【事務局】基山町まちづくり基金事業報告会及び協働のまちづくり勉強会について説明します。

— 基山町まちづくり基金事業報告会及び協働のまちづくり勉強会について説明 —

【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが何かご意見ありますでしょうか。

— 意見無し —

【会 長】特にご意見無ければ、事務局は、報告事項(2)「令和4年度の町民提案・回答状況」について説明をお願いします。

【事務局】令和4年度の町民提案・回答状況について説明します。

— 令和4年度の町民提案・回答状況について説明 —

【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが何かご意見ありますでしょうか。

【委 員】補修維持管理計画に基づき補修を行いますという回答がありますが、その時期は分かったりするものでしょうか。

【事務局】ある程度の時期は決まっていると思います。道路の痛み具合を見て時期を決めていると思います。詳しくは建設課で聴いていただけたらお答えできると思います。

【会 長】他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

— 意見無し —

【会 長】特にご意見無ければ、事務局は、その他「まちづくり推進審議会委員」について説明をお願いします。

【事務局】まちづくり推進審議会委員について説明いたします。

— まちづくり推進委員について説明 —

【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが何かご意見ありますでしょうか。

— 意見無し —

【会 長】特にご意見無ければ、事務局は、その他「まちづくり基本条例の検討（令和5年度）」について説明をお願いします。

【事務局】まちづくり基本条例の検討（令和5年度）について説明いたします。

— まちづくり基本条例の検討（令和5年度）について説明 —

- 【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが何かご意見ありますでしょうか。
- 【会 長】次年度の新任の委員が何もわからない中で検討を行うという形になっておりますので、意見が出にくい部分もあると思います。現在の委員の中でご意見ある方は、今回、意見を頂けたらと思います。
- 【委 員】まちづくり基本条例は、基山町の最高規範に位置付けられた条例ですので、これを変えるとなると中々難しい面あると思います。
- 【事務局】条例の下に規則もありますので、条例改正までいなくても規則を改正するという事もあるかもしれません。
- 【会 長】実際議論するのは、次年度となりますので、今年度までの委員の方については、確認していただいて、ご意見あれば事務局までお伝え頂けたらと思います。
- 【会 長】他にご意見ありますか。

— 意見無し —

- 【会 長】無いようでしたら、今回の議事、報告事項は終了したいと思います。それでは、これで第3回基山町まちづくり推進審議会を終了したいと思います。

～15時15分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 30 日

会長 (氏名)

工月巴勲嗣



委員 (氏名)

中村真智子



委員 (氏名)

吉賀徹

